

自動車 NO_x・PM 総量削減基本方針の中間レビューの実施について

1. 趣旨

- ① 自動車 NO_x・PM 法に基づく総量削減基本方針（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）（以下「基本方針」という。）において、以下の目標を記述。

- ・平成 32 年度までに対策地域において NO₂ 及び SPM に係る大気環境基準を確保する。
- ・平成 27 年度までに監視測定局における大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。

進行管理については「施策の進捗状況の的確かつ継続的な把握と評価に努め、総量削減計画の進行管理を着実に実施するものとする。」と記述。

- ② 中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」（平成 24 年 11 月 30 日）においては、以下の通り記述。

- ・（自動車 NO_x・PM 法に基づく対策について）平成 27 年度の中間評価にあたり、基本方針の目標である「すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす」ことがどの程度達成されているのかを踏まえ、制度や運用の在り方を含めて検討する必要がある。
- ・（基本方針に定める施策の推進について）平成 27 年度の中間評価に基づき、対策の強化を含めた追加的な施策の必要性を検討する必要がある。

以上を踏まえ、基本方針の中間目標の点検評価を、自動車排出ガス総合対策小委員会（委員長：飯田訓正 慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授）において実施いただくこととしたい。

2. 検討事項

- ① 基本方針の中間評価

基本方針の中間目標の達成状況、施策の進捗状況について国が情報を取りまとめ、小委員会において点検評価を実施

- ② 基本方針の平成 32 年度目標の評価手法の検討

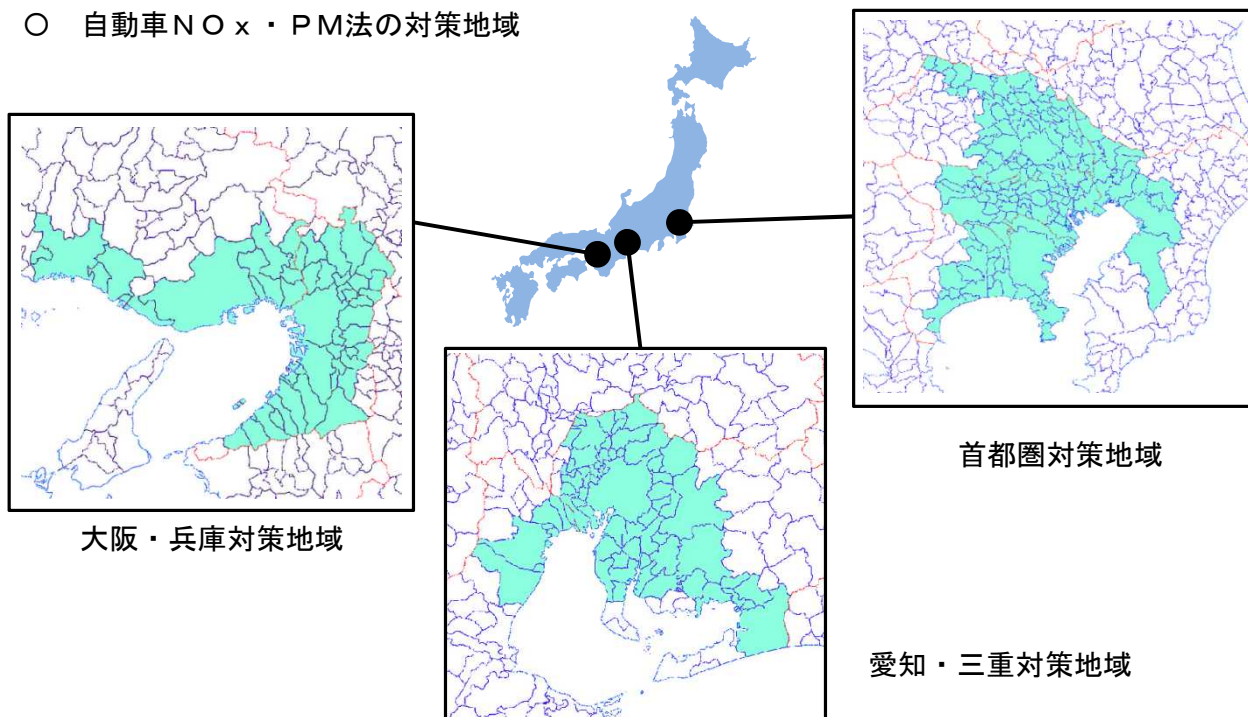
基本方針に示されている平成 32 年度目標の達成状況の評価手法について併せて検討

3. スケジュール

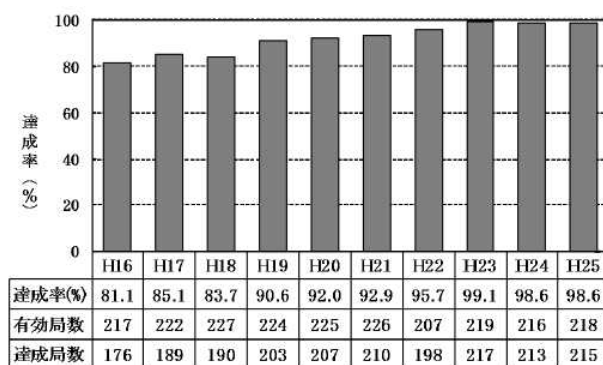
年内より検討を開始し、平成 28 年度末を目途に点検評価結果を取りまとめていただく予定

(参考)

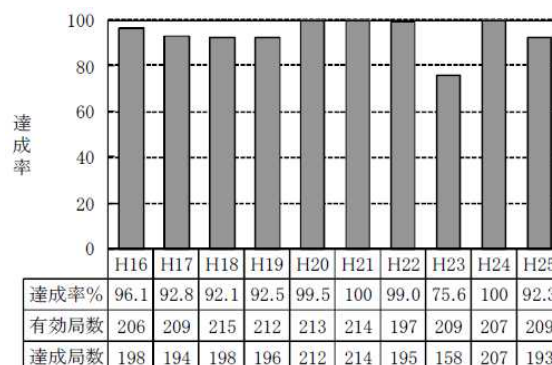
○ 自動車NO_x・PM法の対策地域



○ 対策地域内における自動車排ガス測定局の基準適合状況



二酸化窒素 (NO₂)



浮遊粒子状物質 (SPM)

○ 自動車NO_x・PM法の施行の経緯

平成4年12月 自動車NO_x法 施行
平成14年4月 自動車NO_x・PM法 施行
平成20年1月 改正自動車NO_x・PM法 施行
平成22年7月 諮問「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」
【平成22年9月～24年11月 小委員会開催(計7回)】
平成23年1月 中間報告
同年3月 総量削減基本方針改正 閣議決定(目標32年度)
平成24年11月 中環審答申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」